

中山間地農業ルネッサンス事業実施要領

制定 平成29年3月31日付け28食産第6115号
平成29年3月31日付け28生産第2153号
平成29年3月31日付け28経営第3205号
平成29年3月31日付け28農振第2276号
平成30年3月30日付け29林整森第282号
農林水産省食料産業局長通知
生産局長通知
経営局長通知
農村振興局長通知
林野庁長官通知

最終改正 令和7年4月1日付け6環バ第428号
最終改正 令和7年4月1日付け6農産第4825号
最終改正 令和7年4月1日付け6経営第3296号
最終改正 令和7年4月1日付け6農振第2608号
最終改正 令和7年4月1日付け6林整森第280号

第1 趣旨

中山間地農業ルネッサンス事業の実施については、中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 地域別農業振興計画

1 地域別農業振興計画に記載する内容

実施要綱第2の地域別農業振興計画（以下「振興計画」という。）に記載する内容は、以下のとおりとする。

- (1) 地域の概要
- (2) 現状と課題
- (3) (2)を踏まえ、特に実施要綱第3の3に規定する対象地域において、以下のアからエまでの項目について、地域が目指すべき方向性及びその方向性に沿った取組方針
 - ア 地域の特色を活かした農業の展開
 - イ 都市農村交流や農村への移住・定住
 - ウ 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承
 - エ その他
- (4) 推進体制
- (5) 実施事業

(6) その他必要な事項

2 振興計画の様式

振興計画の様式については、別記様式第1号に定めるところによるものとする。

第3 対象事業の内容

対象事業の内容は、次のとおりとする。

1 中山間地農業推進対策

中山間地農業推進対策として実施できる事業は次のとおりとし、その事業実施主体及び要件等は、農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知。以下「振興交付金交付等要綱」という。）及び農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領（令和2年4月1日付け元農振第2670号農林水産省農村振興局長通知。以下「中山間地農業推進対策実施要領」という。）等の関係通知に定めるところによるものとする。

(1) 中山間地農業ルネッサンス推進事業

農山漁村振興交付金のうち中山間地農業ルネッサンス推進事業（振興交付金交付等要綱第3の1の(2)の対策のうち中山間地農業推進対策実施要領第2の1の事業をいう。）

(2) 農村型地域運営組織形成推進事業

農山漁村振興交付金のうち農村型地域運営組織形成推進事業（振興交付金交付等要綱第3の1の(2)の対策のうち中山間地農業推進対策実施要領第2の2の事業をいう。）

2 支援事業

支援事業として実施できる事業は次のとおりとし、その事業実施主体、要件等は、各事業の実施要綱等の関係通知に定めるところによるものとする。

(1) 多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

ア 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ（強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）第3の(1)の事業をいう。）

イ 機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業（農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第3の2の(1)の事業をいう。）

ウ 農業農村整備関係事業（農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2689号農林水産事務次官依命通知）、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）、水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知）、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平

成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2711 号農林水産事務次官依命通知)、中山間地域農業農村総合整備事業実施要綱(令和 2 年 3 月 31 日付け元農振第 2707 号農林水産事務次官依命通知)及び農村整備事業実施要綱(令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第 2736 号農林水産事務次官依命通知)に基づく事業をいう。)

エ 集落営農連携促進等事業(集落営農連携促進等事業実施要綱(令和 7 年 3 月 31 日付け 6 経営第 3212 号農林水産事務次官依命通知)第 3 の 1 の (1) 及び集落営農活性化プロジェクト促進事業実施要綱(令和 4 年 3 月 30 日付け 3 経営第 3156 号農林水産事務次官依命通知)第 3 の 1 の (1) に基づく事業をいう。)

オ みどりの食料システム戦略推進交付金のうちバイオマスの地産地消(整備事業)(みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱(令和 5 年 3 月 30 日付け 4 環バ第 465 号農林水産事務次官依命通知)第 4 の (8) の事業をいう。)

カ 農山漁村振興交付金(振興交付金交付等要綱別表 1 の (1) のアの (ア) の a、(イ) の a、(ウ) の a から c まで及び(エ) の a 並びにイ並びに (4) 並びに (5) のアの (ア) 及びイの事業をいう。)

キ 持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進(持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱(令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3174 号農林水産事務次官依命通知)別表 1 の I の 6 の (2) の事業をいう。)

(2) 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

ア 多面的機能支払交付金(多面的機能支払交付金実施要綱(平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知)に基づく事業をいう。)

イ 環境保全型農業直接支払交付金(環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱(令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3817 号農林水産事務次官依命通知)に基づく事業をいう。)

ウ 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業(鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9424 号農林水産省生産局長通知)第 2 の 1 の事業のうち、整備事業をいう。)

エ 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金(森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱(平成 30 年 3 月 30 日付け 29 林政政第 893 号農林水産事務次官依命通知)に基づく事業をいう。)

第 4 事業の手続

1 実施要綱第 4 の 1 の手続は、それぞれ次に定める様式により行うものとする。

(1) 実施要綱第 4 の 1 の (1) の規定による申請は別記様式第 2 号

(2) 実施要綱第 4 の 1 の (2) の規定による認定は別記様式第 3 号

(3) 実施要綱第 4 の 1 の (4) 及び (5) の規定による報告は別記様式第 4 号

2 実施要綱第 4 の 1 の (3) の「外部有識者等」は、中山間地域の活性化や農業経営の分析・改善に精通した者として、地方農政局長等(北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。)が学識経験者、中小企業診断士、公認会計士、地域金融機関、日本政策金融公庫等から選定す

る。

- 3 実施要綱第4の3の対象事業の変更とは、対象事業の追加又は削除（4の場合を除く。）とする。
- 4 実施要綱第4の4の重要な変更とは、第2の1の（3）の取組方針の変更又は支援事業のおおむね半分以上を超える数の追加若しくは削除となる場合とする。

第5 電子情報処理組織による手続

- 1 都道府県知事は、実施要綱第4の1の（1）、（2）、（4）及び（5）並びに3の規定による手続は、当該各規定の定めにかかわらず、原則として農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うものとする。
- 2 都道府県知事は、1の規定による手続を行う場合は、本要領の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。
- 3 地方農政局長等は、1の規定により手続が行われた都道府県知事に対する通知、承認、指示及び命令については、都道府県知事が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。
- 4 都道府県知事が1の規定によりシステムを使用する方法により手続を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

第6 助成

国は、予算の範囲内において、振興計画に位置付けられた支援事業について、優先配分、優先的な採択等の措置を行うものとする。

第7 事業の状況報告

国は、第3の1の中山間地農業推進対策の実施において、振興交付金交付等要綱及び中山間地農業推進対策実施要領の定めるところにより、必要に応じ事業実施主体に対し、この事業について必要な報告を求め、又は指導を行うことができ、改善されない場合又は改善の見込みがない場合は、交付金の全部又は一部の返還措置を講ずることとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第4の1の（1）の平成29年度の振興計画の提出は、第4の1の（1）の規定にかかわらず、平成29年5月10日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。

2 この通知による改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

中山間地農業ルネッサンス事業

地域別農業振興計画

〇〇地域
(〇〇市、〇〇町)

令和〇年〇月

〇〇県

1. 地域の概要

2. 現状と課題

(1) 対象となる地域の現状

(2) 地域の課題

注: 2年目以降は、前年度の事業実施状況も踏まえ作成するものとする。

3. 課題を踏まえた当該地域の中山間地農業における取組方針
目指す方向性

--

(1) 地域の特色を活かした農業の展開

目指す将来の姿に向けた取組方針

--

(2) 都市農村交流や農村への移住・定住

目指す将来の姿に向けた取組方針

--

(3) 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

目指す将来の姿に向けた取組方針

--

(4) その他

目指す将来の姿に向けた取組方針

--

4. 推進体制

--

5. 実施事業

(1) 推進事業

事業内容	事業実施主体	事業量	備考

(2) 支援事業

番号	事業内容	事業実施主体	事業量	対象となる農用地面積 (ha)	着工年度	完了年度 (予定)	備考

注1: 多面的機能支払交付金及び環境保全型農業直接支払交付金においては、事業実施主体を事業計画認定主体とする。

注2: 適宜項目等を追加(修正)することや関係資料を添付することも可能とする。

(3) その他事業・連携事業

番号	事業内容	事業実施主体	事業量	実施期間	備考

〈添付資料〉

中山間地農業振興指針(平成29年3月1日付け28農振第1964号農村振興局長通知)に示す関係市町村の「将来ビジョン」を添付する。

別記様式第2号

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇都道府県知事

地域別農業振興計画認定申請書

このことについて、中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）第4の1の（1）の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

（別紙）

- 1 申請地域一覧
- 2 申請地域ごとの地域別農業振興計画

〇〇都道府県知事 殿

地方農政局長

〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

地域別農業振興計画認定通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあつた地域別農業振興計画について、中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）第4の1の（2）の規定に基づく審査の結果、別紙のとおり認定したので通知します。

（別紙）

- 1 認定地域一覧
- 2 認定地域ごとの地域別農業振興計画

農村振興局長 殿

〔北海道にあつては北海道農政事務所長〕

地方農政局長

〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

地域別農業振興計画の認定結果の報告

このことについて、中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）第4の1の（4）（北海道にあつては（5））の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

（別紙）

- 1 認定地域一覧
- 2 認定地域ごとの地域別農業振興計画